

I 令和8年度事業計画

令和2年以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国内外の観光需要は大きく落ち込み、全国の観光地は厳しい状況に置かれていたが、令和5年以降、需要は急速に回復し、全国各地の多くの観光地が賑わいを取り戻した。特に、訪日外国人旅行者数は、昨年、史上初めて4千万人を超え過去最高を記録するなど、訪日旅行需要は好調である一方で、オーバーツーリズムなど持続的な観光を阻害する課題も顕在化してきている。

森林空間の利用については、ライフスタイルや社会情勢が変化するに伴い、森林環境教育やレクリエーションの場に加え、心と体の健康づくりの場、社員教育やチームビルディングの場等、様々な利活用のニーズに注目が集まっている。

また、地域資源を活かした産業として、健康・観光・教育などの様々な分野で森林空間を活用する体験プログラムの提供を行い、山村地域に収入・雇用の機会を生み出す「森林サービス産業」を創出・推進し、山村地域等に継続的かつ多様な形で関わる関係人口の拡大を図るなど、新たな山村価値の創造に向けた取組が各地で見られ始めている。なお、林野庁においては、多様な森林サービスの提供・活用により、森林所有者や地域に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる取組を「森業（もりぎょう）」と位置付け、山村地域の活性化に貢献していくこととしている。

以上のように森林レクリエーションを巡る状況にも変化が見られるなか、森林レクリエーション関係者においても、新たなニーズを踏まえ、新たな発想や新たな分野との連携で森林空間をはじめとした多様な森林資源を活用して、都市と山村との交流の促進や健康寿命の延伸など社会課題の解決につながる取組を推進していくことが重要となっている。

当協会においては、2030年までに持続可能な社会を目指すSDGs（持続可能な開発目標）も踏まえるとともに、会員との連携を密にすることにより、「森林のレクリエーション利用に関する調査研究・普及啓発、人材の育成等の事業を行い、もって森林のレクリエーション利用の推進と林業経営の活性化に寄与するとともに、農山村地域社会の振興、発展に資する」という当協会の目的の達成に向け、以下の事業に取り組むものとする。

1 森林のレクリエーション利用に関する調査研究事業

(1) 調査研究の推進

森林の総合的利用、国有林野の利活用、森林環境教育の推進、山村地域における観光資源としての森林の活用等に関する調査研究を推進する。

引き続き、調査研究のため、企画提案方式を含め各種助成事業の活用を図る。

(2) 調査研究会等の開催等

調査研究の課題に即してフォーラムによる調査研究会等を開催するなど、調査研究成果の普及等に努める。

(3) 参考図書の普及

調査研究の成果等を踏まえて発行した既刊の参考図書、「森林・林業体験の基礎」、「森林環境教育の手引き」、「みちかな里山のアクティビティ集」、「『森のようちえん』アクティビティ集」、「森で行う園外保育 森のようちえん」、「アクティブ・ラーニング 森林環境教育 小学校で活動するための基礎知識」、「自然の中での幼児教育のすすめー森林インストラクターと幼児教育の連携の手引きー」、「障がい者・高齢者のための森林のレクリエーション利用のてびき」等を広く配布し、これまでの調査研究成果の普及に努める。

2 森林のレクリエーション利用に関する普及啓発事業

(1) 情報の収集・発信等

① 機関誌（情報誌）の発行・配布

機関誌（情報誌）「森林レクリエーション」を発行し、会員及び関係機関等に配布する。発行に当たっては、ニーズに即して森林レクリエーション活動、地域振興、森林環境教育等に関する事例を特集するなど、その内容の充実に努める。

② 適時適切な情報発信

森林のレクリエーション利用等に関する各種情報を収集し、適時適切な情報発信に努める。また、ホームページの活用・充実に努めるとともに、各種 SNS の積極的な活用にも努める。

(2) 第 39 回森林レクリエーション地域「美しい森づくり活動コンクール」の実施

森林レクリエーション活動が行われている地域において、景観の保全・向上のための森林整備、利用者の利便性・安全性の向上のための施設整備・補修、森林の有効活用によるレクリエーション活動、美化のための清掃・ゴミの収集、動植物の保護のための活動等利用環境の向上のためのボランティア活動又は森林レクリエーションを通じた地域創生のための活動を行っている学校、地域グループ、職場グループなどの団体を表彰することにより、森林レクリエーションの振興を図り、森林レクリエーション活動が行われている地域の発展に寄与することを目的に第 39 回目のコンクールを実施する。

(3) 研修会の開催

① 全国研修会

森林の総合的利用の推進等をテーマとして、「第 39 回森林レクリエーション全国研修」を開催する。

② 支部研修会

支部ごとに地域に即した研修会を開催する。

(4) 「山の日」記念行事の実施

一般財団法人日本森林林業振興会及び一般社団法人日本森林インストラクター協会との共催により「山の日」記念行事を実施する。

(5) 森林環境教育ネットワーク事業

森林に対する国民の理解を深める機会として、また、青少年の体験活動の場としても重要な課題となっている森林環境教育の推進を図るため、活動団体等のネットワーク化を図るためのウェブサイトの運営、パンフレットの配布等の活動を実施する。

(6) 子ども樹木博士認定活動への支援

「子ども樹木博士認定活動推進協議会」の事務局として、機関誌の発行、実施団体の登録、インストラクターの紹介、資料・情報の提供等の活動を支援する。

(7) 森林共生フォーラムの活動への支援

「森林共生フォーラム」の事務局として、研究会や研修会の開催等の活動を支援する。また、開催が予定されている 6 月、9 月、12 月及び 3 月の研究

会について、テーマ等に応じて会員の参加を募る。

(8) 関係団体との連携及び他団体主催行事への支援

森林のレクリエーション利用の普及啓発に資する事業等に、関係する団体と連携を図り、参画するとともに「森と花の祭典—みどりの感謝祭」等の他団体主催行事について、その開催趣旨等を踏まえて支援する。

3 森林インストラクター等人材育成事業

(1) 森林インストラクター養成講習の実施

森林インストラクターの資格試験を受けようとする者の知識や技能の水準の向上を図るため、「森林」、「林業」、「森林内の野外活動」及び「安全及び教育」の全4科目について講習を実施する。

会場での講習とオンラインでの講習とのハイブリット型の講習を実施する。

(平成17年度から、いわゆる環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業」として農林水産大臣及び環境大臣の登録を受けて実施)

(2) 森林活動ガイド養成事業

自然体験活動の指導者の確保が求められていることなどを踏まえ、「森林活動ガイド」を養成するため、森林活動ガイド養成講習会として森林インストラクター養成講習に併せた講習会を実施する。

(3) 森林インストラクター継続学習支援

森林インストラクター養成講習への森林インストラクター登録者の聴講を可能とするなど、森林インストラクターの継続学習を支援する。

4 森林インストラクター資格認定事業

森林・林業に関する国民の理解の増進、山村地域におけるレクリエーション的資源の利活用を通じた地域振興等に資するとともに、森林環境教育の必要性の高まりなどに対応するため、森林インストラクターの資格試験を実施する。実施に当たっては、積極的な広報等に努める。(平成17年度から、いわゆる環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業」として農林水産大臣及び環境大臣の登録を受けて実施)

また、受験手数料及び登録料の見直しを行う。

5 会員との情報交流活動

- (1) 会員の業務に参考となる情報を収集し、メール等を活用し積極的に会員に提供する。
- (2) 機関誌、ホームページ、各種 SNS 等を活用し会員情報の積極的な発信を行う。
- (3) 会員が参加できるオンライン配信を活用したフォーラムを開催する。

6 陳情、要請等の活動

- (1) 森林レクリエーション事業の実施に当たっての会員からの要望等について、関係方面への陳情、要請等を行うとともに、森林・山村地域の振興に寄与するため、森林・林業、観光・レクリエーション、農山村地域振興等の関係団体との連携に努める。
- (2) 森林のレクリエーション利用、国有林野の利活用、森林資源を活用した地域振興等について、会員からの照会や相談等に対し適切な対応に努める。
- (3) 森林のレクリエーション利用、森林環境教育等の事業に関する新たな取組について、関係機関と連携を図りつつ検討し、積極的な対応に努める。

7 組織の拡充・強化

森林のレクリエーション利用に関する調査研究等の諸活動、関係機関との連携、情報の収集・提供等に努める中で、会員の確保・拡大に努める。

8 公益目的支出計画の適切な実施

一般社団法人への移行の要件である「公益目的支出計画」について、財務事情等を勘案しつつ、適切に実施する。